

の境内に庚申塚があり二つ石が一对となっている。又野波瀬道の向山近くの山中に「才の神」と言われるお室があり広田にも塚があったと言われるが発見出来ない。更に上げの公会堂の処と免渡谷の中畑の分れ道に塚があり宗頭の大歳社は猿田彦神が祭神となっている。杉山の塚は猿田彦神と書かれ外に庚申塚もある。

### 児童手当を受けておられる皆さん 六月は「現況届」の提出期間です

児童手当または特例給付を受けている方は、六月一日から六月三十日までの間に「現況届」を提出していただくことになっていきます。

これは現在、支給を受けている方の前年の所得、養育の状況などを届けてもらうものです。この届け出は、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものです。引き続き受けられる資格があっても「現況届」を提出しないと、六月分からの手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

法の改正で  
二人目のお子さんも対象に

今年の六月一日から、児童

何れも其の地区の講中で祭をされている。

六、中村権現山北側に「才ヶ迫」(才ヶ里の転訛)と言う地名が残っており中村自治会の例年の地神祭には才ヶ迫を主祭神として五穀(米、麦、粟、ヒエ、豆)でたいた「オハチ」と五幣(大小二本)を供えて祭をしている。才ヶ迫には塚もお室もないが(祭具

手当法が改正され、二人目のお子さんにも、手当が支給されることとなりました。ただし、二人目のお子さんは、昭和五十九年六月二日以後に生まれたお子さんに限られます。

現在、児童手当または特例給付を受けている方で、二人目のお子さんがその対象となる方は、「現況届」の前に「増額改定請求書」を提出してください。月額二千五百円の児童手当が増額されます。ただし「増額改定請求書」を提出しないと、六月から増額分はできませんので、必ず提出してください。

◇ 届け出用紙は、町役場の窓口にありますので、必要事項

を埋めた処もある)昔この附近を開墾した時山中に移したものとされる。古代公道の南側で自治会の入口に当り才の神の名残りの土地であろう。往古の地名は古代の歴史である大切に残しましょう。参考 才の神は、神道・道教・仏教とそれぞれ諸説があり、異なる。

中尾 清

を記入して提出してください。また、一月一日以後、現在三隅町に引っ越しをした人は、以前に住んでいた市区町村の「六十年中の所得証明書」が必要となります。その他わからないことがありましたら、町役場の窓口でお問い合わせください。

#### 三隅町母子寡婦福祉会

#### 呉服展示会 即売会御案内

●とき 六月二十一日(土) 十四時～二十時

六月二十二日(日) 九時～十八時

●ところ 三隅町老人福祉センター

●主催 大津長門母子寡婦福祉連合会

●後援 フクシ株式会社

山中 重女  
山崎 菊女  
大深 八重  
孫の讃傷共に讃傷の春の宵  
沖村美智子  
釈迎の像借りて祈るや春惜しむ  
山野タケ子  
石楠花に蝶見る子猫首かしげ  
池田 久子  
野仏に一礼藤見はじめけり  
高崎はま子  
藤房の斜めに揃うほどの風  
因藤 兔史  
蟻蟻とつづく雨なれ藤の花  
選者 追吟  
永田 石山  
下萌や風土記の丘の古墳群

## 国民年金 特別一時金が 支給されます

年金制度の改正により、四月から原則として、ひとりの人が二つ以上の年金をうけることができなくなるといふ、「一人一年金の制度」が確立しました。

このため、従来の国民年金や厚生年金、共済年金などの障害年金をうけながら、国民年金の保険料を納めていた方は、将来、国民年金の老齢基礎年金をうけることができなくなりました。

そこで、保険料を納めた期間に応じて、特別一時金が支給されることになりました。請求できるのは、特別一時金を請求する時点で、国民年金の老齢年金や通算老齢年金をうけられるのに必要な加入期間を満たしている場合が原

則ですが、将来においても、障害の程度がよくなるらないと判断される場合には、加入期間を満たしていても請求できません。なお、次のいずれかに該当する場合には請求できます。

- 1、すでに、国民年金の老齢年金や通算老齢年金の支給を請求している場合。
- 2、今の障害年金をうけるようになってから特別一時金を請求するまでの間に、新たに、国民年金の障害年金、母子年金、準母子年金をうけたことがある場合。
- 3、特別一時金を請求するまでの間に、今までうけていた障害年金が失権した場合。詳しくは、町役場国民年金窓口まで。(☎三)〇二二二)